

認証保育所の立入調査について (認証保育所立入調査の概要)



東京都 福祉局 指導監査部

指導第二課 保育施設検査担当



立入調査の目的

(参考)

児童福祉法等をはじめ労働基準法、消防法などの法令に照らし、設備及び運営に関する基準等の適合状況及び都が別に定める指導検査に係る基準・方針等(都の基準)に対する実施状況等について個別的に明らかにし、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、児童福祉施設等の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を図り、もって都における社会福祉のより一層の増進に寄与する。

＜＜児童福祉施設等指導検査実施要綱 第2条＞＞



立入調査の根拠

- 児童福祉法第59条
- 東京都認証保育所事業実施要綱16及び18
- 東京都認証保育所指導監督基準
 - 東京都福祉局ホームページ参照
(<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/index.html>)
 - ＞ 福祉の基盤づくり
 - ＞ 社会福祉法人・施設等の指導検査
 - ＞ 指導検査要綱・実施方針・検査基準・自己点検票
 - ＞ 9社会福祉法人・施設等指導検査基準（11）



一般的な立入調査の流れ

① 立入調査対象施設に対し、実施通知を送付



② 立入調査の実施



③ 調査結果通知の送付



④ 改善状況報告書の提出（指摘事項がある場合）



⑤ 改善状況報告書の確認・再指導等

次回調査
への反映

事前通告を行わずに、認証保育所・事務所に対し
特別立入調査を実施する場合もある



保育施設指導検査等実施方針 立入調査の重点項目（運営管理）

1 職員の確保及び処遇

- ア 職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。
- イ 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。
- ウ 職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に行われているか。
- エ 職員の資質向上のための取組を適切に行っているか。

2 安全対策の徹底

- ア 在籍児童に見合う基準面積が確保されているか。
- イ 安全計画に基づく安全措置（研修及び訓練等）の実施並びに消防計画に基づく避難訓練、救命救急訓練等の安全対策を実施しているか。

立入調査の重点項目（保育内容）

1 保育所保育指針の徹底

- ア 子供の人権に十分配慮するとともに、子供一人一人の人格を尊重した適切な保育が行われているか。
- イ 保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画の作成等がなされているか。

2 児童一人一人に応じた保育の徹底

- ア 児童の健康状態の把握が適正になされているか。
- イ アレルギー疾患を有する児童等の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

3 安全対策の徹底

- ア 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
- イ 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
- ウ プール活動・水遊び、園外保育時、送迎時、その他保育中の事故防止に配慮しているか。
- エ 上記アからウにかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
- オ 食中毒・感染症予防対策が徹底されているか。



立入調査の重点項目（会計経理）

保育料の徴収額が実施要綱に定める限度額を超えていないか。



立入調査における主な指摘事項

【認証保育所の主な文書指摘事項（令和6年度速報）】

指摘事項	件数
救命救急訓練を実施していない	26
避難訓練・消火訓練を月1回以上実施していない	16
施設長が他の業務を兼務している	9
調理従事者又は調乳担当者の検便を適切に行っていない	8
その他：救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいない、カーテン・絨毯等が防災性能を有していない 等	40
合 計(延べ)	99



【認証保育所の主な口頭指導事項（令和6年度速報）】

指摘事項	件数
基本的事項の掲示の内容が不十分である	23
就業規則（給与規程、育児・介護休業規程含む）に不備がある	15
避難・消火訓練の記録が不十分である	8
衛生推進者を選任していない	7
36協定が未締結又は未届である	6
運営委員会の構成・運営が適正ではない	5
その他：重要事項説明書の内容が不十分、 避難確保計画に定めるところにより避難訓練を実施し、その 結果を区市町村長に報告していない 等	45
合 計（延べ）	109



立入調査の意義

- ☆児童のため …… 保育の質の確保・向上
- ☆保護者のため …… 安心・安全の確保
- ☆園及び職員のため …… リスクマネジメント